解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月二十六日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

福岡県福岡市西区大字吉武三四四番地三
福岡市金武・吉武土地区画整理組合
代表清算人　牛尾　光昭

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

鹿児島県霧島市溝辺町有川四九九番地
社団法人明治百年記念姶良中部地区林業
振興会
清算人　前田　終止

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

鹿児島県霧島市霧島田口八番地四
社団法人明治百年記念姶良東部地区林業
振興会
清算人　前田　終止

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十一日群馬県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町五九四番地
東吾妻町土地開発公社
代表清算人　中澤　恒喜

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番二一号
さいたま市土地開発公社
代表清算人　内山　繁樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

東京都文京区本郷四丁目一二―一六　一〇八号
財団法人カナモジカイ
代表清算人　渡邊　惠

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第一項第二号の規定に基づき平成二十五年十二月五日付けで解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

福井県福井市北今泉町第一六号九番地
清算法人福井今泉土地改良区
清算人　嶋屋　博

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年二月十八日大阪地方裁判所の破産宣告を受け解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

大阪府大阪市西成区鶴見橋二丁目一〇番二三号
株式会社葵和
代表清算人　木村　真也

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月十一日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

奈良県御所市一番地の三
御所市土地開発公社
代表清算人　宮谷　太

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十七日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

和歌山県海草郡紀美野町菅沢六番地
財団法人紀美野町ふるさと公社
代表清算人　小川　裕康

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月二十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

和歌山県和歌山市二筋目一番地
医療法人徳和会
清算人　徳田　哲

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年九月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

島根県江津市桜江町市山三三八番地
市山生産森林組合
清算人　田原　義夫

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

香川県高松市西の丸町九番一〇号
社団法人四国運輸協会
代表清算人　山地　克己

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

愛媛県伊予郡松前町大字北川原二〇六五
アサヒユニオン協同組合
代表清算人　尾﨑　將継

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

高知県南国市植野一七二番地四
医療法人節紀会
清算人　吉川　京子

第18期決算公告

平成26年1月17日

埼玉県志木市本町五丁目22番26号
株式会社ワイ・インターナショナル
代表取締役　伊藤　孝彦

貸借対照表の要旨（平成25年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,993,126
	固定資産	1,397,946
	繰延資産	1,538
	合計	3,392,610
負純資債及産の部び	流動負債	1,047,555
	固定負債	788,465
	株主資本	1,556,590
	資本金	10,500
	剰余金	1,546,090
	利益準備金	2,625
	利益剰余金	1,543,465
	その他利益剰余金（うち当期純利益）	(350,080)
	合計	3,392,610